

山口県報

令和8年
2月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 保安林の指定(下関市)(森林整備課)……………
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………
- 公告
 - 契約の締結(デジタル・ガバメント推進課)……………
 - やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定(県民生活課)……………
 - 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業(後地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施……………



山口県告示第八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年二月二十日

一 保安林の所在場所

下関市豊北町大字田耕字角山六四三二、一一五九九の二、一一六〇二、字角六四三三

三、菊川町大字日新字地吉一一〇一二の四

二 指定の目的

山口県知事 村岡 嗣 政

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊北町大字田耕字角山一一五九九の二・一一六〇二・字角六四三三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次ののとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

令和八年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

下関市西部 加入区 下関市安岡本町一丁目七番一―号 松谷 繁巳

〃 〃 三丁目七番八号 梅野 孝昭

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

令和八年二月二十四日から同年三月十六日まで
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会告示第一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和八年六月二日（火曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和八年六月十八日（木曜日）

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

Y M f g 雑新セミナーパーク

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該

合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和八年四月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前九時から午後四時

まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和八年六月二日(火曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和八年六月二十五日(木曜日)
場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

Y M f g 維新セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和八年四月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。